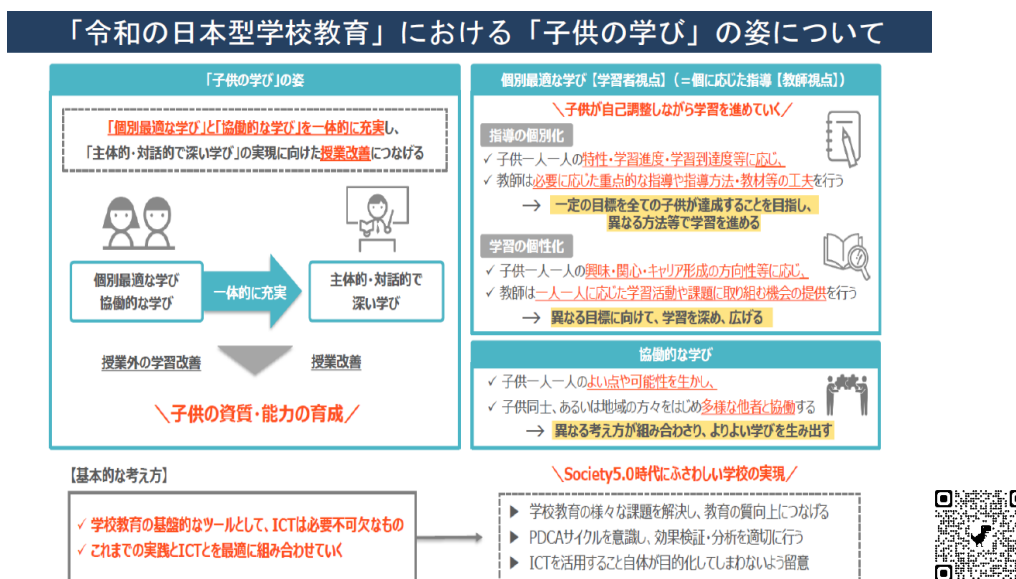


5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

○ 国との連携

- 本計画は、学校教育情報化推進計画をはじめとする国全体の動きや、本道における「北海道 Society5.0推進計画（令和3年（2021年）3月）*35」などの道全体の動きと軌を一にするものであり、国や道・道教委が連携して取り組んでいくことが重要である。
- 令和3年（2021年）1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥せいに陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていくという考え方に立つべきである。



図表22 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」[総論解説]（文部科学省資料を抜粋して作成）

○ 道、市町村、学校の役割の明確化、一体となった取組の推進

国計画に基づき、道及び道教委、市町村及び市町村教育委員会、学校の役割を明確にし、道及び市町村の関係部局間の連携や様々な主体が一体となった取組を推進する。

道教委

高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。広域的に市町村教育委員会に対し学校教育の情報化について指導助言するとともに、自治体間の連携の促進や市町村教育委員会の ICT 環境整備に対する支援を行う。

市町村教育委員会

市町村立小・中学校・高等学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。

学 校

教育における最前線の現場として、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

○ 私立学校の施策推進

私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。

